

令和8年度開設の学部等の設置等に係る寄附行為変更認可申請 3月提出書類における留意点

令和8年度開設の学部等の設置等に係る寄附行為変更認可申請について、令和7年3月に提出する書類においては、以下の点に留意してください。

1. 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類（様式第2－1号）

- ・ 令和7年3月の提出書類においては、申請時点（令和7年3月31日時点）の役員等の構成を記載してください。（定数や選任条項は、改正私立学校法に対応する前の寄附行為に基づいてください。）
- ・ 「理事予定者」の欄は、新設学部等の設置に伴い理事として選任される者（例：新設学部長、新設学科長）がいる場合のみ記載してください。（当該欄には、私立学校法の改正に伴う令和7年4月1日施行の寄附行為に基づき新たに選任見込みの理事予定者は記載しないでください。）
- ・ 「会計監査人」の欄は、令和7年3月の提出書類においては空欄としてください。令和7年6月の提出時に記載していただきます。

※ 上記3点について、令和7年6月の追加書類提出時に、改正私立学校法に基づく内容に更新してください。

2. 現行の寄附行為

- ・ 提出時点で、文部科学省において認可もしくは文部科学省への届出がなされている最新の寄附行為を提出してください。
- ・ 参考として、令和7年3月31日時点で施行されている寄附行為を、「現行の寄附行為」の後ろに添付してください。その際、申請書PDFにおけるしおりの名称は「(参考) 寄附行為（令和7年3月31日現在）」としてください。